

京都市いじめ問題再調査委員会規則を公布する。

令和5年6月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第25号

京都市いじめ問題再調査委員会規則

(設置)

第1条 京都市いじめの防止等に関する条例（以下「条例」という。）第22条の規定に基づき、いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。

(委員の構成)

第2条 条例第23条において読み替えて準用する条例第17条第2項に規定する市長が適当と認める者は、教育学、医学、心理学その他の重大事態（条例第9条第2項第2号に規定する重大事態をいう。）の調査のために必要な専門的知識を有する者とする。

(委員長及び副委員長)

第3条 再調査委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、再調査委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(再調査委員会の招集及び議事)

第4条 再調査委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの再調査委員会は、市長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 再調査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 再調査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 部会の構成員は、委員、特別委員及び専門委員（以下「委員等」という。）のうちから、委員長が指名する。

- 2 部会ごとに部会長及び副部会長を置く。

- 3 部会長及び副部会長は、委員及び特別委員のうちから、委員長が指名する。
- 4 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 部会長及び副部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員又は特別委員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第6条 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの部会は、委員長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会は、当該部会の委員及び特別委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 部会の議事は、出席した委員及び特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を再調査委員会に報告しなければならない。

(協力依頼)

第7条 再調査委員会は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 再調査委員会の庶務は、子ども若者はぐくみ局において行う。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、再調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)